

---

○議長（渡辺文彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 05 分）

---

◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺文彦君） 日程第7、議案第61号 松崎町消防団条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（深澤準弥君） 議案第61号 松崎町消防団条例の一部を改正する条例についてでございます。

詳細は担当課長より申し上げます。

（総務課長 高橋良延君 説明）

○議長（渡辺文彦君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○1 番（田中道源君） 質問いたします。

今回の改正で4月1日から適用ということですが、その来年度のどのくらい増額する見込みなのかというのを教えていただきたいのと、その増額した分の財源というのはどこから出すその2点教えていただけますか。

○総務課長（高橋良延君） こちら4月1日から来年度の当初予算に反映いたしますが、今回の本改正による予算増額は約510万円ほどを見込んでおります。これらについては一般財源の手当という形でございます。以上です。

○2 番（鈴木茂孝君） この改正ですけれども、今回副分団長以下というか、そういう方が増額をされていて、その上の方たちは増額なしということですが、当町ですね、消防団員の報酬でいきますと、県下で2番目に低い、下から2番目ですか。という状況だと思うんですが、この改正によってどれくらいまで上がるというか、というの見込みがありますか。お答えください。

○総務課長（高橋良延君） 現行の報酬額についてはやはり賀茂群下においてもかなり低い方でした。本改正によりまして、国の基準額の上限のところまで引き上げますの

で、これによりまして県下他の市町並みという形で解釈しております。以上です。

○8番（土屋清武君） 今回の改正は妥当だと思いますけれども、このなんでラッパ手だけがこれ個人となるわけですけども、変わらないのはどういうわけですか。その理由を述べてください。

○総務課長（高橋良延君） ラッパ手についてはこれ技術報酬ということでございますので、こちらについては特に国の方の基準等々というのが特にございません。従いましてある意味町のその基準の判断ということでもありますので、今回については、この技術報酬のうちのラッパ手、指導員については据え置きとさせていただいたというところでございます。これは町独自の基準の判断という形でございますので、そちらについては今回見送りとさせていただきます。

○8番（土屋清武君） ほらやっぱし、実はこれ、私が昭和53年頃ですか。ラッパ手という組織をラッパ隊を作ったわけですけども、この方達はですね、練習をですね、相当やらないという、出初め式なんかではちゃんとできないもんですから相当を練習するわけですけども。なんでこれは松崎町だけが組織を、このラッパ隊を持ってる。他のところはトランペットでやったり、テープでやったりするわけですけども、このラッパ隊は、ときによっては賀茂郡の大会なんかでは、松崎町代表しラッパ隊をやってるように感じをもてるわけですけども、そういうところに代表として行く人たちもね、そういう人の報酬をあげないよと。その意味がわかんない。基準が。そこはつきりこういう理由でこうだと。ただ松崎だけだから、上げないと。これ同じ人間がやるんですよね。他の衆は上げるけども、お前達だけ上げないと、そしたら「ラッパ隊でもやったってしょうがないじゃ、他のところでは上がって」って言われたって仕方が無いと思うんですよ。ちょっとその説明書をしてもらいたい。理由を。

○総務課長（高橋良延君） ラッパ手も一応団員であるわけでございます、そういった団員の報酬のこの引き上げのというのは受けるところでございます。それはご理解ください。それで、これについては報酬、出動報酬、あるいは技術報酬という中での見直しということでございますけれども、こちらについては、あくまでも今回の見直しについては、国の基準の最低のところが示されたということを受けて、それまでは引き上げようというようなことで判断させていただいたところでございますので、確かにおっしゃる通り技術報酬でラッパの方の5千円が「低い」というご指摘はあるのかもしれませんが、こちらに

については今回はこの国の最低限の基準のところ、引き上げさせていただいたということで、当然今後の見直しということの中での検討は必要となるのかもしれませんが、そちらについては、引き続き継続して検討してまいります。

○2番（鈴木茂孝君） 今ちょっとお聞きしたいんですけども、ラップの方が練習等が出る場合は訓練報酬というのが出るっていうことでよろしいですか。

○総務課長（高橋良延君） はい、おっしゃる通りです。

○5番（深澤 守君） 今回の改正については報酬等の見直しということなんですけど、それに関連して消防団のあり方どうか、人員のあり方について、検討なさいましたか。

それとも、今回については報酬のことについてしか議論しなかったのかお答え願いますか。

○総務課長（高橋良延君） 深澤議員おっしゃる通りですね、やはり報酬と合わせてやはり「消防団員の確保」こちらはやはり永年の懸念、課題であります。当然これまでにですね、いろいろな「消防団員確保するためにどうしようか」という検討はされてきて、実は今までは松崎町内に居住している方しか団員になれなかったというところがありますけれども、松崎町内に勤務している町外の方、こちらについても団員となれるようにしてまいりました。今回も令和4年度からそういった方もおります。それでもやはり抜本的な団員の確保というのは至りませんけれども、少しずつそういったことをやりながら、何とか「消防団員増やしていきたいな」ということは検討しております。全協のときに、武田議員が消火活動、要するに災害のときだけって言いますかね。出動する団員の確保とか、そういったことを考えたかどうかというような提案もありました。これは今、「機能別団員」ということで、実は制度を置かしているところがございますけれども、全国的に。そういったことも一つ消防団員がいない中で、そういったOBの方を活用するとか、「機能別団員」こういったことを導入するとかというのは、今後やはりちょっと検討課題、具体的に検討することになるのかなというふうに考えています。

○5番（深澤 守君） 今のことについて関連で質問させていただきたいんですが。消防団員だと火を消すだけのイメージっていうのがあるんですけど、今消防団員に求められてるっていうのは、例えばもし誰かが倒れてたときに救急、簡易的な人口呼吸やるとかですね。町長は専門でいらっしゃるからご理解していただけたと思いますけど。やはりその災

害時の避難場所の運営等もですね、やはり消防団員ていうのは担ってく事もあると思うんですね。その中で、やっぱりいろいろなその消防団に対する業務っていうのが多様化してきた中でですね、やっぱ担い手となる人が確保できないと困るわけで、消火活動だけじゃなくて例えばその消防団がやってることっていうのは、その救急に対するその講習会だとか、災害時における避難所の運営の仕方なんかも学ぶ機会もたくさん出てくると思いますのでそういうところは、幅広くその教わって町民の皆様が理解して、実践できることになれば、それもまた役立つことがあるんでね。やっぱ、女性とかそそういう、例えば我々みたいなちょっと消防団上がった人でもですね、やっぱそういう協力体制だとか入れるようなシステムを作っていただければと思うんですけど、その辺あの防災も含めて町長どういう考えでられますか。

○町長（深澤準弥君） 全国的に消防団員やはり確保が難しいというところで、今回のせめてもの対策というのが国の方から示されているということです。各地域、やはりその人口減少による一つの弊害としましては、地域のいわゆるそういった活動が、担い手が不足しているというようなことが出てきております。そういった場合にやはり最終的には助け合いのところで、誰かがやってくれるということではなく、できるような・・今議員がおっしゃったように、一人一人ができることを、小さくても学んで行動していただくっていうのは、非常に重要かと思います。物理的にやっぱり人がいなくなったら誰かが担わなければ、何かしてとか、声を上げてもなかなかそういったところに届かない。そうしたときにどうするかといったことも災害時には考えなければいけないので、そういった情報提供とかそういった対策についての事前のレクチャーというようなことは、これからやはり進めていく必要があるかなと思っております。

○議長（渡辺文彦君） 他に質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（渡辺文彦君） 質疑がないようであります。これにて質疑を終結したいと思います。が、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺文彦君） 異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長（渡辺文彦君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長（渡辺文彦君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第61号 松崎町消防団条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（渡辺文彦君） 挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

(当局担当課の入替)

---